

(設置)

第1条 桑名市は、雄大な木曾三川が注ぐ伊勢湾最奥部に位置し、水と緑豊かな自然環境のもと、江戸時代から東海道随一の宿場町として栄え、現在でも交通の要衝として発展をしている。この地域には、文化的・歴史的資源が多く存在するだけでなく、開放的な水辺の景観を楽しむことができるなど魅力的な資源が豊富にある。観光都市を創造するため、これらの資源を最大限に活用し、公民連携による持続可能な賑わいを実現するため、「桑名市かわまちづくり協議会」(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 民間が主体となる水辺空間や公園空間等における自由で多様な活用に関すること。
- (2) 民間主導の活動支援のための施設整備に関すること。
- (3) 第7条に規定する分科会が提案する事業について、指導、監督及び承認等に関すること。
- (4) その他地域の団体の活動に関すること。

(協議会委員)

第3条 協議会の委員は、次の者をもってあてる。

- (1) 桑名商工会議所の代表者
 - (2) 商店街組合等の代表者
 - (3) 地域まちづくり組織の代表者
 - (4) 自治会の代表者
 - (5) 桑名市観光協会の代表者
 - (6) 国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所副所長
 - (7) 桑名市副市長
 - (8) 前号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、異動があった場合は、後任者がその職務を引き継ぐものとする。
- 3 協議会の目的及び役割を果たすため、委員の追加等が必要な場合は、協議会で協議し決定する。なお、退会の申し出がある場合も同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長を補佐するとともに、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(顧問)

第5条 協議会に顧問として以下の者を置く

- (1) 桑名市長
 - (2) 国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長
- 2 顧問は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の開催)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長は会長が務める。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、急を要する場合は、この限りではない。
- 3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(分科会)

第7条 協議会は、事業の実施のために、必要に応じて分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、協議会に対し事業の実施の提案を行うことができるものとし、協議会の承認を得たうえで事業を実施するものとする。また、承認された事業の実施内容を変更する場合も、軽微な変更を除いて、同様とする。

3 協議会は分科会に対し、事業の実施状況、実施結果等の報告を求めることができるものとし、分科会に対し報告の要請があった場合は、応じなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、木曾川下流河川事務所及び市の関係各課とする。

2 事務局の庶務は、桑名市観光課において処理する。

(支援及び協力)

第9条 協議会が意見を求めた場合は、河川、道路又はその他施設を管理する木曾川下流河川事務所及び市の関係各課は、協議会の運営を支援及び協力するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の承認を得て定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月24日から施行する。